

平成 20 年 2 月 25 日

協力会社 各位

株式会社 浅沼組

支払時における相殺についてのお知らせ

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、当社協力会社様におかれましては、下記内容の費用をお支払い額より相殺させていただいておりますが、改めて、相殺内容についてお知らせさせていただきます。
何卒ご理解いただきます様、宜しく願いいたします。

記

(1) 振込事務手数料について

当社指定請求書 B 用紙に銀行振込時に発生する振込事務手数料を相殺する場合があります旨を明記しております。

なお、振込事務手数料金額につきましては、当社ホームページの「協力会社向け情報」に掲載しておりますのでご参照願います。

(2) 浅沼組協力業者労働災害互助会費について

当社指定請求書 B 用紙に支払時に互助会費を相殺する場合があります旨を明記しております。

互助会費につきましては、当社と協力会社が相提携し、従事作業員の労働災害相互扶助並びに労働災害防止活動への支援を含めた組織活動を行う目的で、徴収しているもので、当社作業所に係わる全協力会社の皆様方が会員となることを協力業者労働災害互助会規約にて義務付けております。

なお、当該規約につきましては、当社ホームページの「協力会社向け情報」欄に掲載しておりますのでご参照願います。

* 当社ホームページをご覧になれない方は当社職員までお尋ね下さい。

* 当社ホームページ (<http://www.asanuma.co.jp/>)

以 上